

# 日向市 住宅マスタープラン

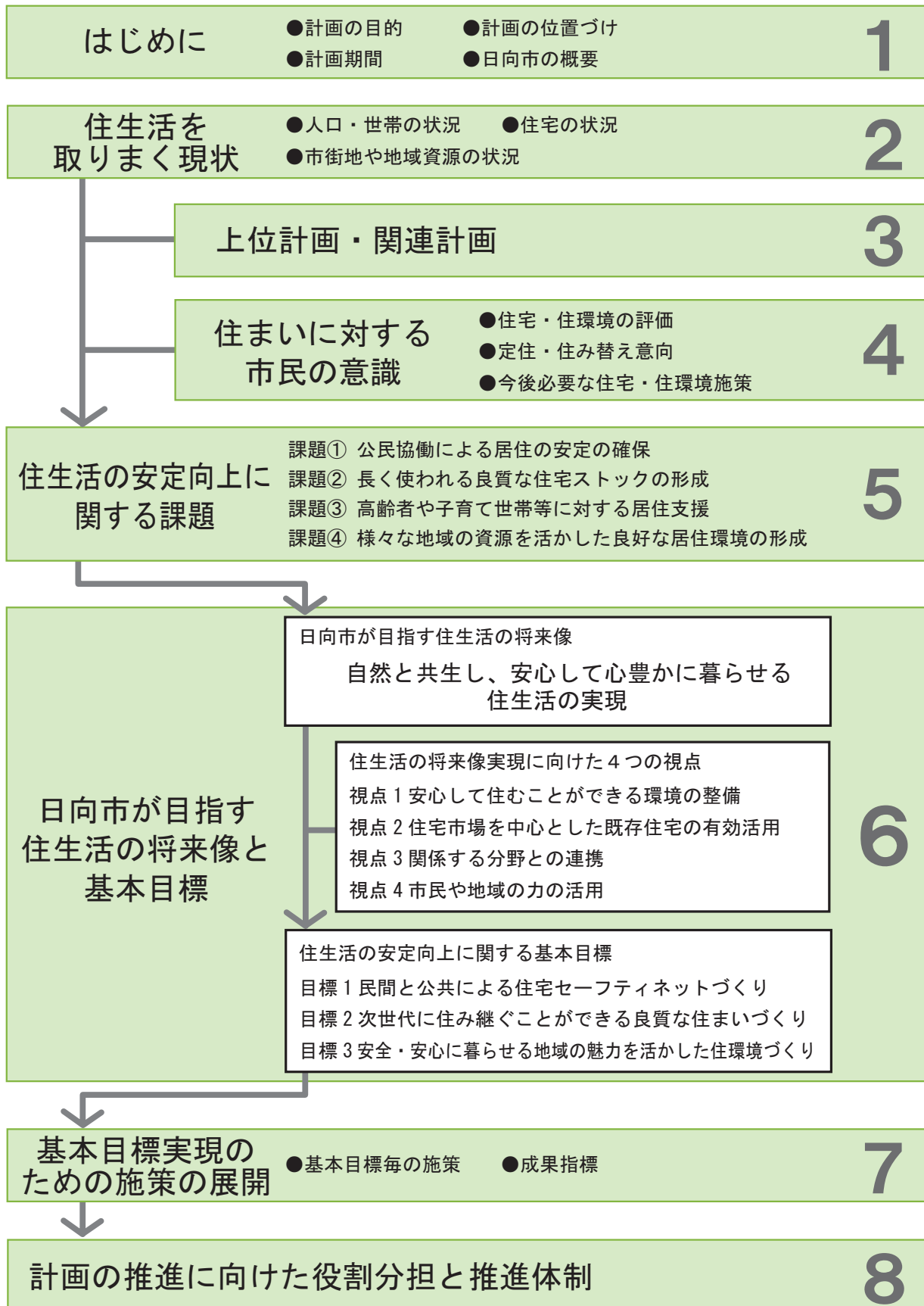
自然と共生し、安心して心豊かに暮らせる住生活の実現

概要版



日向市

# 計画の構成



## 住生活を取りまく現状

- 人口・世帯の状況
- 住宅の状況
- 市街地や地域資源の状況

## 上位計画・関連計画

## 住まいに対する市民の意識

- 住宅・住環境の評価
- 定住・住み替え意向
- 今後必要な住宅・住環境施策

## 住生活の安定向上に関する課題

- 課題① 公民協働による居住の安定の確保
- 課題② 長く使われる良質な住宅ストックの形成
- 課題③ 高齢者や子育て世帯等に対する居住支援
- 課題④ 様々な地域の資源を活かした良好な居住環境の形成

## 日向市が目指す住生活の将来像と基本目標

日向市が目指す住生活の将来像  
自然と共生し、安心して心豊かに暮らせる  
住生活の実現

住生活の将来像実現に向けた4つの視点  
視点1 安心して住むことができる環境の整備  
視点2 住宅市場を中心とした既存住宅の有効活用  
視点3 関係する分野との連携  
視点4 市民や地域の力の活用

住生活の安定向上に関する基本目標  
目標1 民間と公共による住宅セーフティネットづくり  
目標2 次世代に住み継ぐことができる良質な住まいづくり  
目標3 安全・安心に暮らせる地域の魅力を活かした住環境づくり

## 基本目標実現のための施策の展開

- 基本目標毎の施策
- 成果指標

## 計画の推進に向けた役割分担と推進体制

# はじめに

## ■ 計画の目的

平成 18 年に制定された住生活基本法は、住宅セーフティネット※の確保や健全な住宅市場の整備により、国民の住生活の「質」の向上を図ることを目的としており、以来、同法に基づき策定された住生活基本計画（全国計画）により各種施策が推進されてきました。

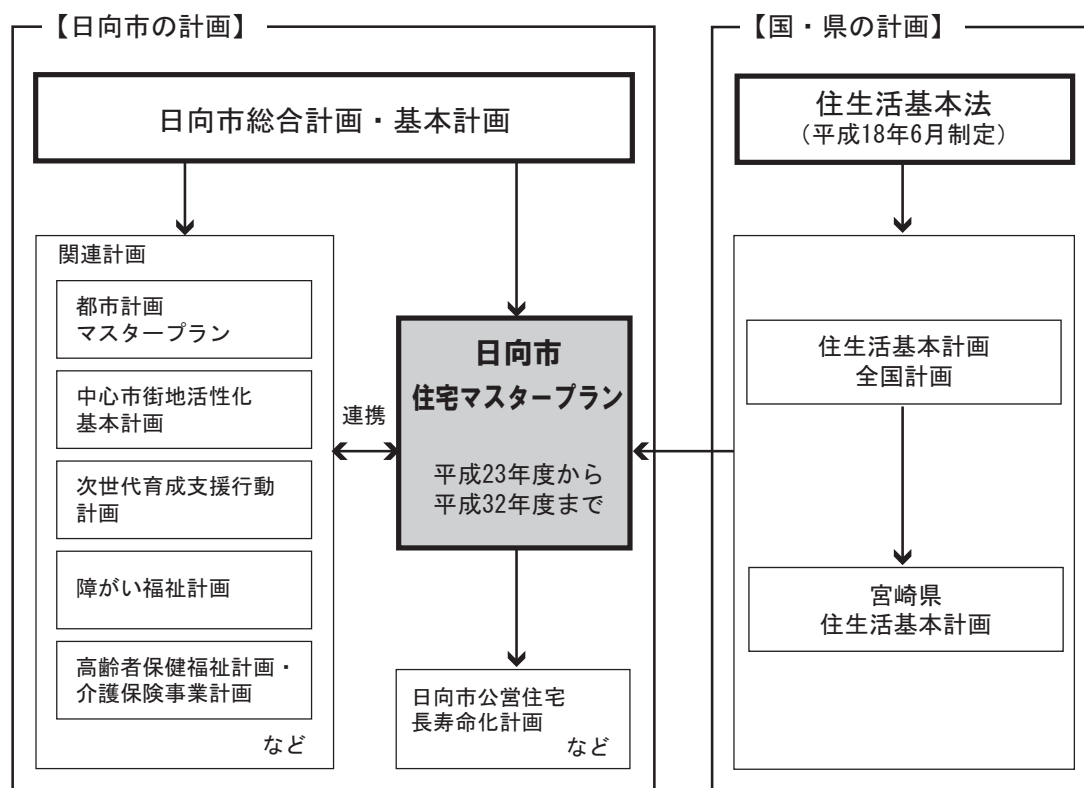
しかしながら、依然として耐震性能を満たさない住宅ストックが多く存在すること、単身または夫婦のみの高齢者世帯が大幅に増加する中で、高齢者が安心して暮らせる住まいと福祉サービス等の一体的な供給が求められていること、住宅の省エネ性能の向上や低炭素社会の実現に向けた住まい方が求められていることなど、住生活の充実に向けてさらなる取り組みが必要となったことから、従来の計画の見直しが行われ、平成 23 年 3 月に新たな住生活基本計画（全国計画）が策定されました。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、大津波や地震の揺れ、液状化・地盤沈下などによって、広い範囲で各種インフラや住宅等に大きな被害が発生したことから、住宅の耐震化や災害に強い市街地形成など、減災社会づくりが課題となっています。

日向市においても、少子高齢化や地域の活力低下等が進んでいること、また日向灘沖をはじめとする、東南海・南海地震などの災害は、いつ起きてもおかしくない状況にあることから、住まい・居住環境の課題に基づいた住生活の安定向上に関する一体的な施策が求められています。

このような背景から、住生活基本計画（全国計画）の見直しの主旨を踏まえつつ、住宅政策を計画的、総合的に推進するための基本となる住宅マスタープランを策定しました。

## ■ 計画の位置づけ



## ■ 計画期間

日向市住宅マスタープランは、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間を計画期間とし、社会経済情勢の変化に応じて適宜見直しを行います。

# 住生活の安定向上に関する課題

## 課題① 公民協働による居住の安定の確保

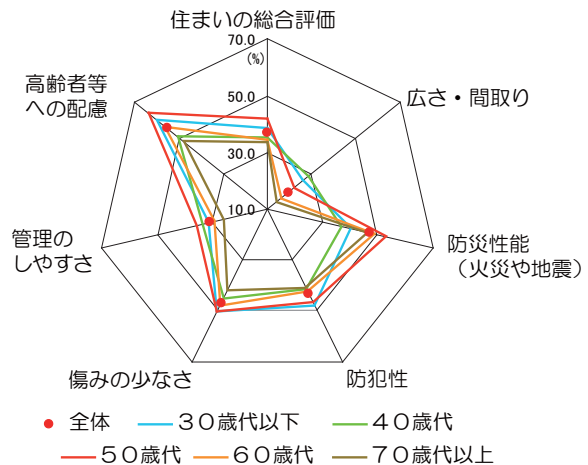
社会経済情勢が絶えず変化するなかで、居住の安定の確保が必要な世帯は多様化する傾向にあります。すべての市民が安心して暮らせるよう、住宅セーフティネットの充実に向け、公的賃貸住宅、民間賃貸住宅、持家住宅など全体で対応することが必要です。

## 課題② 長く使われる良質な住宅ストックの形成

住宅が量的に充足する一方で、住宅に対する不満は概して高い状況です。

また、地球規模の環境問題やエネルギー問題がますます深刻化しており、住宅を、世代や家族を超えて、地域の資産として長期間活用していただけるよう、住宅の耐久性を向上していく必要があります。あわせて、長く快適に住むために、居住水準、耐震性、防犯性、高齢化対応等の改善により、住宅の安全性などを高めていくことが必要です。

### ■住宅の各要素に対する不満率



資料：日向市住宅マスタープランアンケート調査報告書 (平成22年3月)

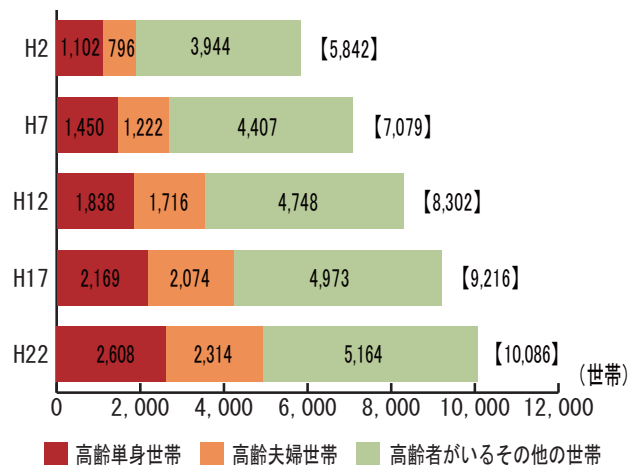
## 課題③ 高齢者や子育て世帯等に対する居住支援

### 【高齢者世帯】

高齢者のいる世帯数は増加が続いており、特に高齢者のみの世帯が増加しています。また、戦後のベビーブームに生まれた、いわゆる「団塊の世代」が、今後、高齢化していくことから、高齢者世帯は増えていくことが予想されます。

これらの世帯の住生活の安全性、快適性を増進させるためにバリアフリー化の促進や日常生活におけるサポートの充実など、住み慣れた住宅で安心して暮らせるしくみづくりが必要です。

### ■高齢者がいる世帯数の推移



資料：国勢調査

### 【子育て世帯】

日向市では、家族を形成し子育て時期に入る30～40歳代の人口が減少しています。この年代の人口減少は年少人口の減少を加速させ、ひいては地域の活力低下にもつながることから、安心して住宅を取得（確保）し、また、子育てできる環境づくりが必要です。



## 課題④ 様々な地域の資源を活かした良好な居住環境の形成

### 【安全】

市民は災害時の避難場所の確保や住宅の耐震性の向上、狭隘道路の改善など、「安全」を重視していることから、被害低減に効果的な災害対策を講じる必要があります。

### 【安心】

最近では地域コミュニティが弱体化しており、近所付き合いの希薄化、防犯等に対する不安が増大しています。市民が安心して生活するには、良好なコミュニティの形成は不可欠といえます。

### 【街なか】

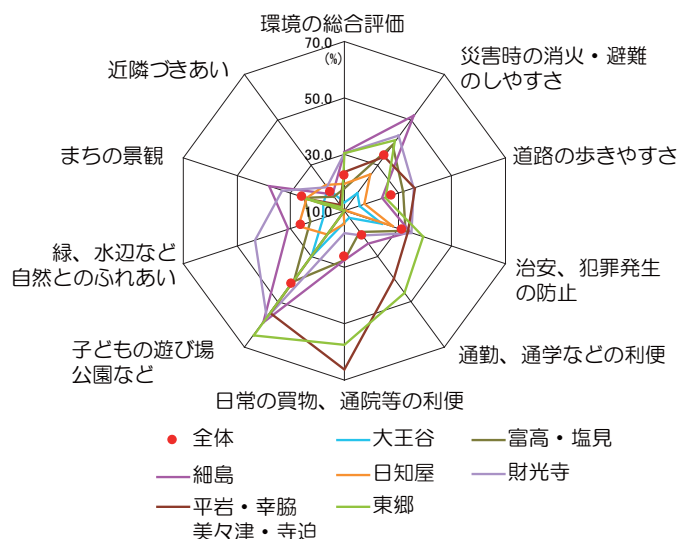
中心市街地の人口は減少から横ばいになりつつありますが、生活利便性を活かしたコンパクトな市街地形成によって、街なかの居住人口の回復を図ることが必要です。

### 【郊外部・山間部】

高齢者のみの世帯が増加するなか、今後、自動車を使えない高齢者が増え、特に郊外部や山間部では日常生活の維持が困難になることが懸念されます。このような世帯に対する居住の安定確保策が必要です。

また一方で、これからの成熟社会において、生活の質や豊かさ、多様な価値観が重視されるようになってきており、郊外部や山間部での田舎暮らしを希望する世帯のニーズに的確に応えることができる環境づくりや居住の安定確保策が必要です。

■住環境の各要素に対する不満率



資料：日向市住宅マスタープランアンケート調査報告書  
(平成22年3月)

### 【景観】

日向市の歴史的な資源、新しい資源を活かした魅力ある景観づくりが必要です。

### 【自然環境】

日向市は全国でも有数の木材素材生産地である耳川流域の玄関口に位置しています。環境に大きな負荷を与えることなく、繰り返し生産と供給が可能な森林資源を住まい・まちづくりに活かすことが求められます。



# 日向市が目指す住生活の将来像と基本目標

## ■ 日向市が目指す住生活の将来像



## ■ 住生活の安定向上に関する基本目標

### 基本目標 1：民間と公共による住宅セーフティネットづくり

だれもが安心して生活を送るには、それぞれの世帯の状況に応じた適切な住宅を確保できることが重要です。

公的賃貸住宅を的確に供給するとともに、民間賃貸住宅への円滑な入居の支援や安心して住宅を取得できる環境づくり、高齢者向けの住まいづくりや高齢者等に対する居住支援を進めることで、ハード・ソフト両面から重層的な「民間と公共による住宅セーフティネットづくり」を目指します。

### 基本目標 2：次世代に住み継ぐことができる良質な住まいづくり

住宅が量的に充足し空家が増加するなか、今後は住宅需要に大きく影響する世帯数が減少する社会を迎えます。また、地球環境問題が深刻化しており、低炭素社会・循環型社会の形成が重要になっており、住まいの分野でも積極的な取り組みが求められています。

質の高い住宅を世代や家族を超えて社会全体の資産として活用していけるよう、リフォーム等の促進により既存住宅を有効に活用するとともに、新築においても長く使われる良質な住宅建設を進め、「次世代に住み継ぐことができる良質な住まいづくり」を目指します。

### 基本目標 3：安全・安心に暮らせる地域の魅力を活かした住環境づくり

心豊かに暮らせる住生活の実現には、住宅単体だけでなく、自然災害等に対する安全性や住民同士の支え合い、日向らしさを感じることができる景観の維持など、住宅を取り巻く住環境も豊かにしていく必要があります。また、良好な住環境づくりには地域の課題を熟知した市民の力が欠かせません。

安全な住環境づくりや良好な景観の保全・形成、地域資源を活かした魅力づくり、豊かなコミュニティの形成を進め、市民協働のもとで、「安全・安心に暮らせる地域の魅力を活かした住環境づくり」を目指します。

# 基本目標実現のための施策の展開

基本目標の実現に向け、次に示す施策を展開します。

基本目標	施策
<p>民間と公共による 住宅セーフティネットづくり</p>	(1)民間賃貸住宅への入居の円滑化
	(2)生活支援サービス等と連携した高齢者向け住宅の供給促進
	(3)離職者等の居住安定の確保
	<p>(4)公的賃貸住宅の管理の適正化と計画的な整備</p> <p>①公営住宅の入居・管理の適正化</p> <p>②公営住宅の計画的な整備・供給</p>
	(5)安心して持家を取得できる環境づくり
<p>次世代に住み継ぐことができる 良質な住まいづくり</p>	(1)長期間にわたって使用可能な良質な住宅供給の促進
	(2)良質な木造住宅の普及促進
	<p>(3)住宅の防災性能の向上促進</p> <p>①住宅の耐震化の促進</p> <p>②住宅火災の予防促進</p>
	<p>(4)少子高齢社会に対応した住宅の普及</p> <p>①持家のバリアフリー化の促進</p> <p>②民間賃貸住宅のバリアフリー化の促進</p> <p>③子育て世帯等の安心・快適な住宅確保の支援</p>
	<p>(5)環境や健康に配慮した住宅の普及促進</p> <p>①環境に配慮した住宅の普及促進</p> <p>②健康に配慮した住宅の普及促進</p>
	(6)住宅の防犯性能の向上促進
	(7)既存住宅のリフォームの促進
	<p>(8)ニーズに応じた住み替え促進(空家の活用・流通促進)</p> <p>①生活状況に応じた住み替えに関する情報提供</p> <p>②日向市への移住を支援する環境づくり</p>
	(9)住生活教育の普及促進
<p>安全・安心に暮らせる 地域の魅力を活かした 住環境づくり</p>	<p>(1)安全・安心の住環境づくり</p> <p>①すべての人にやさしい住環境づくり</p> <p>②安全な住環境づくり</p>
	<p>(2)地域性に配慮した良好な住環境の形成</p> <p>①良好な景観の保全・形成</p> <p>②山間部の集落機能の維持と地域の資源を活かした魅力づくり</p>
	(3)街なか居住の促進
	<p>(4)市民の住まい・まちづくり活動に対する支援</p> <p>①住情報提供体制の充実・強化</p> <p>②市民との協働による住まい・まちづくりの推進</p>
	(5)近所つきあい豊かなコミュニティ形成

# 民間と公共による住宅セーフティネットづくり

## (1) 民間賃貸住宅への入居の円滑化

- 高齢者や障がい者等の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅の普及と情報の提供。
- 高齢者や障がい者等を対象にした居住支援サービスに関する情報の提供。
- 高齢者や障がい者等が民間賃貸住宅に円滑に入居できる環境を整備するため、不動産関係団体や居住支援団体などとともに「(仮)日向市居住支援協議会」の早期設立を目指す。
- (財)高齢者住宅財団と家賃債務保証制度の利用に関する基本約定書を締結した賃貸住宅に関する情報の提供。
- 市の『住まいの相談窓口』だけでなく、専門相談員による一般相談や弁護士による法律相談、地元の不動産事業者等と連携した相談窓口の設置などにより、利用しやすい相談環境づくりに努める。

## (2) 生活支援サービス等と連携した高齢者向け住宅の供給促進

- 高齢者が地域の中で安心して暮らせるよう、民間事業者等に対して高齢者の居住ニーズやサービス付き高齢者向け住宅に関する補助等の情報提供を進め、介護や医療など生活支援サービスと連携した高齢者向け住宅の供給を促進。

## (3) 離職者等の居住安定の確保

- 離職退去者などの住宅困窮者の居住安定を確保するため、公営住宅の活用や不動産関係事業者団体と連携して的確な住情報を提供。
- 「(仮)日向市居住支援協議会」を早期に設立し、日向地域生活福祉・就労支援協議会や地域住宅協議会と連携を図り、離職者の居住の安定確保を目指す。

## (4) 公的賃貸住宅の管理の適正化と計画的な整備

### 【公営住宅の入居・管理の適正化】

- 高齢者、障がい者、子育て世帯、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者、ひとり親世帯等で真に住宅に困窮する市民に対し、公平・適正に供給。
- 収入超過者や高額所得者の自主的な明け渡しを促進するため、割増家賃徴収や明渡請求等を引き続き実施。
- 市営住宅の管理の一層の効率化と入居者のサービス向上を図るため、民間活力の導入等について検討。

### 【公営住宅の計画的な整備・供給】

- 市営住宅長寿命化計画に基づき予防保全的管理、長寿命化に資する改善を推進。
- 高齢者向けの生活支援施設や子育て支援施設などの導入について検討。
- 市営住宅において空家が発生した場合は、バリアフリー化に努める。1階部分においては、車いす使用者にも対応できるように整備に努める。
- 老朽化が進む岩脇住宅及び山陰住宅については建て替えを検討。建て替えにあたっては、若年世帯にも魅力ある住宅を供給し、地域産材を活用するなど地域の活性化につなげる計画とする。
- 市営住宅の今後の管理戸数については、様々な住宅セーフティネット整備の取り組みを進めつつ、日向市の人口・世帯数の減少状況を踏まえ、住宅の廃止や借り上げ公営住宅制度の導入等について検討。

## (5) 安心して持家を取得できる環境づくり

- 持家取得において不具合の発生などのトラブルに巻き込まれることなく、自分のニーズにあった良質な住宅を選択・取得できるよう、適切な情報発信や相談体制の充実を図る。
- トラブルが発生した場合に、指定住宅紛争処理機関で、調停・斡旋・仲介を早期に受けられる住宅性能表示制度の利用を促進。
- 住宅の買い主や発注者の利益の保護を図るため、住宅瑕疵担保履行法に関する情報提供を進める。



# 次世代に引き継ぐことができる良質な住まいづくり

## (1) 長期間にわたって使用可能な良質な住宅供給の促進

- ・長期優良住宅の普及。

## (2) 良質な木造住宅の普及促進

- ・「みやざきの家」仕様に関する情報を提供。
- ・地域産材を活用した木造住宅の普及促進。
- ・市営住宅の建て替えや改修の際に率先的に木材を利用。

## (3) 住宅の防災性能の向上促進

### 【住宅の耐震化の促進】

- ・建築住宅課及び日向市建築物安全安心推進協議会で積極的に情報を提供。
- ・「木造住宅耐震診断士」を養成・登録するとともに、市民へ情報を提供。
- ・日向市木造住宅耐震化促進事業により、昭和56年5月以前に建築された木造住宅の耐震診断や耐震改修工事費用の一部を助成。

### 【住宅火災の予防促進】

- ・住宅用火災警報器等の設置について啓発。

## (4) 少子高齢社会に対応した住宅の普及

### 【持家のバリアフリー化の促進】

- ・日向市高齢者住宅改造助成事業及び日向市障害者住宅改造等助成事業等を進める。

### 【民間賃貸住宅のバリアフリー化の促進】

- ・住宅金融支援機構の融資制度等に関する情報を提供。

### 【子育て世帯等の安心・快適な住宅確保の支援】

- ・良質な賃貸住宅の供給を促進。

## (5) 環境や健康に配慮した住宅の普及促進

### 【環境に配慮した住宅の普及促進】

- ・「住宅用太陽光発電システム設置促進事業」や環境負荷の低減に資する取り組みを促進。

### 【健康に配慮した住宅の普及促進】

- ・天然の木材など人にやさしい建材の利用を促進。

## (6) 住宅の防犯性能の向上促進

- ・防犯性能の高い建物部品の活用や住宅性能表示制度の利用を促進。
- ・防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針や防犯優良マンション認定事業に関する情報を提供。

## (7) 既存住宅のリフォームの促進

- ・住宅リフォームの必要性に関する啓発と工事費の補助・助成等に関する情報を提供。
- ・民間住宅事業者と連携して、安心してリフォーム相談ができる体制づくりを検討。

## (8) ニーズに応じた住み替え促進（空家の活用・流通促進）

### 【生活状況に応じた住み替えに関する情報提供】

- ・マイホーム借上げ制度等の普及啓発を行い、空家となった持家の活用や住み替えを促進。
- ・既存住宅の住宅性能表示制度の利用を促進。

### 【日向市への移住を支援する環境づくり】

- ・「日向市空き家等情報バンク」の登録を促進。
- ・日向市の生活環境などの情報提供を進め、移住しやすい環境づくりを進める。
- ・空家を利用して一時的に日向市の生活を体験できる「お試しハウス」の整備について、地域と一緒に検討。

## (9) 住生活教育の普及促進

- ・次世代を担う子どもたちに住まい方を学べる機会や、身近な地域の住環境の魅力を発見する機会を設けるなど住生活教育の普及に努める。



- ・地震等の際の心構えや身の安全確保の方法、避難の判断や方法等に関する情報を提供するなど住生活教育の普及に努める。

# 安全・安心に暮らせる地域の魅力を活かした住環境づくり

## (1) 安全・安心の住環境づくり

### 【すべての人にやさしい住環境づくり】

- ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、次世代育成支援行動計画、障がい福祉計画に基づき、高齢者、子育て世帯、障がい者にやさしいまちづくりを推進。

### 【安全な住環境づくり】

- ・災害に強く利便性の高い居住環境の創出を図るため住環境整備を推進。
- ・日向市建築行為等に係る道路拡幅整備事業の利用を促進。
- ・日向市協定道路認定制度の利用を促進。
- ・防災及び福祉関係機関との連携を強化し、要援護者への情報伝達体制や避難支援体制を整備。
- ・地区単位で自主防災組織（防災会）の結成を促進。
- ・被災建築物及び被災宅地応急危険度判定の実施体制づくりを進める。
- ・津波浸水想定区域や災害時の避難経路、避難場所の周知を図る。

## (2) 地域性に配慮した良好な住環境の形成

### 【良好な景観の保全・形成】

- ・地区計画・建築協定・景観協定・緑地協定などの地区のルールづくりの仕組みを活用。
- ・景観まちづくりの考え方や活動事例を紹介し、景観まちづくりに対する関心を醸成。
- ・細島地区、東郷町坪谷地区周辺においては、景観計画に定めた内容に即して住宅の整備を促進。
- ・美々津地区の景観形成を図るとともに、街並みづくりに関する住民の自主的な活動を支援。

### 【山間部の集落機能の維持と地域の資源を活かした魅力づくり】

- ・東郷地域の活性化を図るため、市営住宅の整備、都市部住民との交流や定住・二地域居住の促進、公共交通網の再編成等について検討。
- ・東郷地区固有の景観の維持を図るため、景観まちづくりに対する気運づくりを進める。
- ・農用地と宅地との調和を計画的に推進する集落地区計画等を検討。

## (3) 街なか居住の促進

- ・中心市街地活性化基本計画に基づき、店舗併用住宅推進事業及び街なか居住支援事業等を推進。
- ・良質な賃貸住宅や生活支援施設の供給を促進。
- ・中心市街地内の民間賃貸住宅を活用した借り上げ方式の市営住宅の供給について検討。
- ・「ひゅうがまちづくり」の考え方に基づく住宅供給を促進。

## (4) 市民の住まい・まちづくり活動に対する支援

### 【住情報提供体制の充実・強化】

- ・県の「住情報提供ネットワーク」などを活用しながら、市民が必要な情報を入手でき、さらに相談に対してワンストップで対応できる体制の充実・強化を図る。
- ・住まいに関する相談や出前講座など学習機会の充実を図る。
- ・消費者講座等の開催や広報紙等での啓発活動、各種相談業務等を通じて、住まいに関するトラブルの各種情報を提供。
- ・次世代を担う子どもたちに住生活の大切さを学べる場を設けたり、出前講座を行うなど住生活教育の普及に努める。

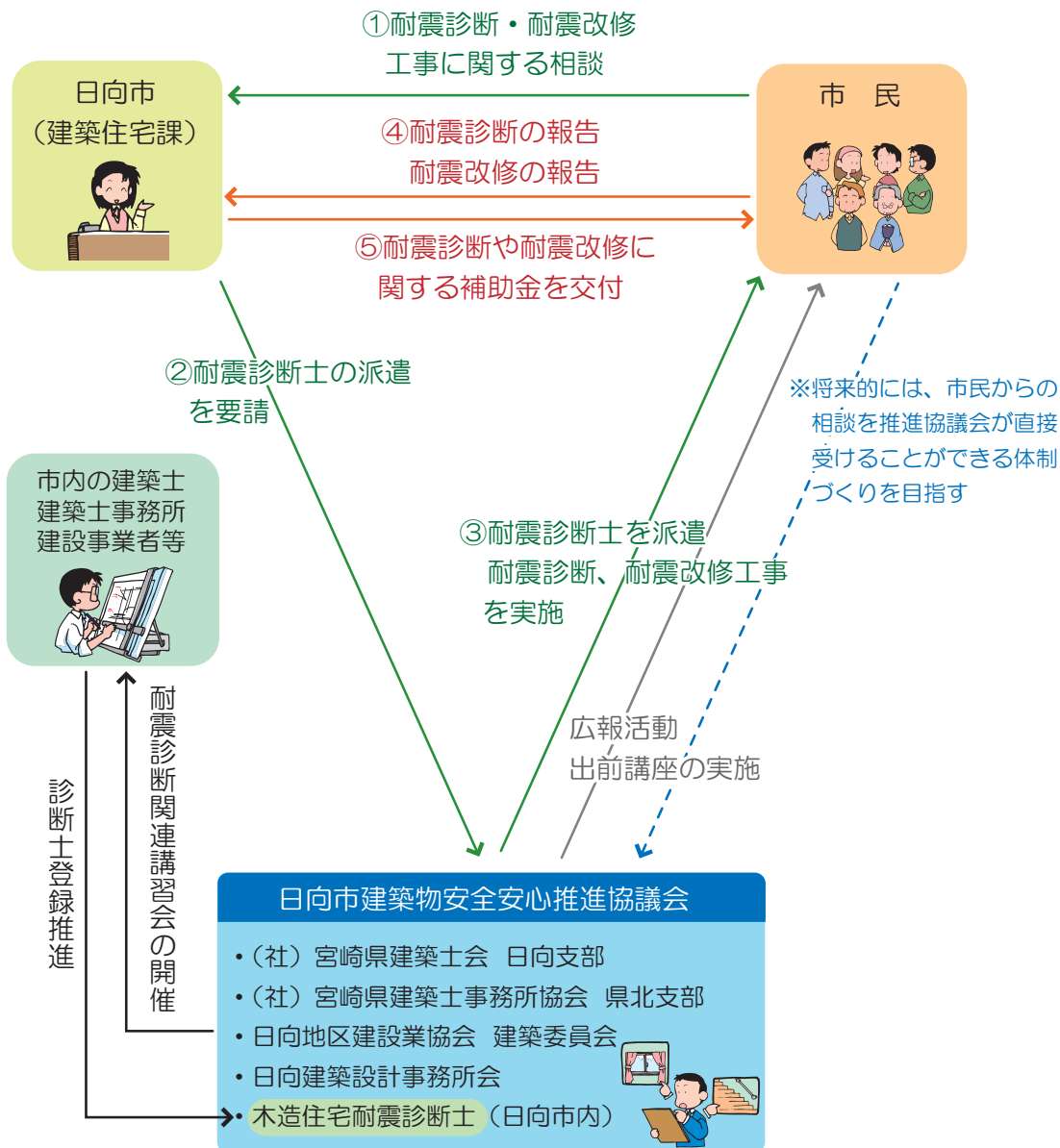
### 【市民との協働による住まい・まちづくりの推進】

- ・市民と行政それぞれが持つ専門的知識や技術などを活かし、「協働の住まい・まちづくり」を推進。
- ・「日向市新しい地域コミュニティ組織制度モデル事業」について、全市に拡大するよう努める。

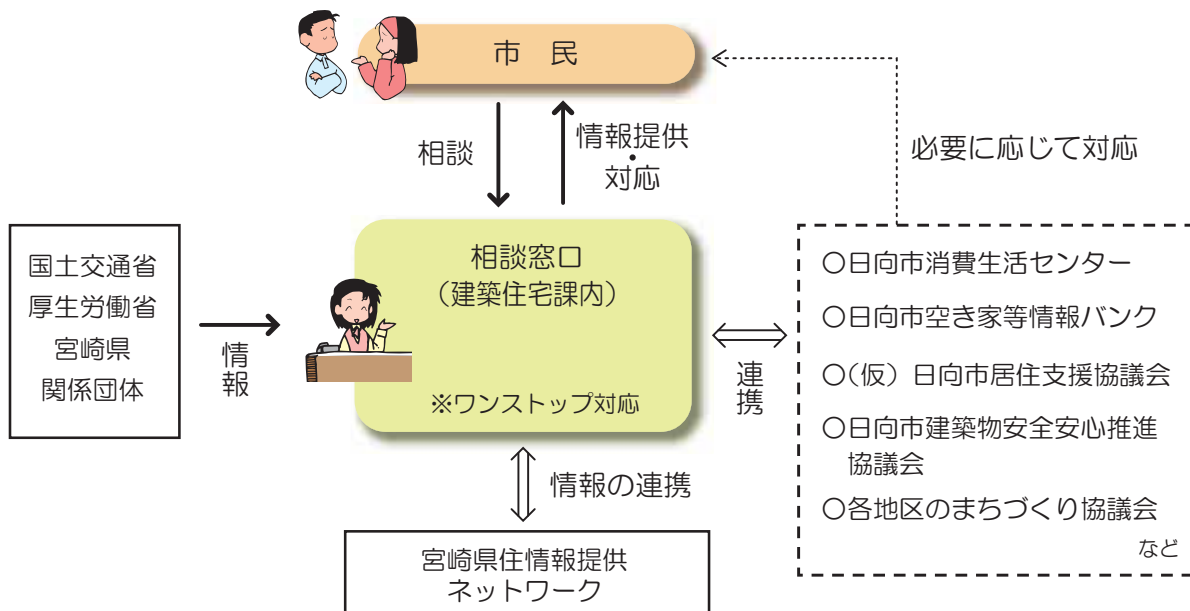
## (5) 近所づきあい豊かなコミュニティ形成

- ・地域毎にある伝統文化や行事、地域の環境を活かした新たなコミュニティづくり活動などを関係課と連携しながら支援し、地域コミュニティの維持・育成を図る。
- ・地域コミュニティの組織力を向上させるため、民間賃貸住宅入居者の区加入を推進。

■日向市建築物安全安心推進協議会のイメージ（※P8 参照）



■日向市における住情報提供体制のイメージ（※P9 参照）



## ■ 成果指標一覧

住宅マスタープランで掲げている3つの基本目標について、その達成状況や評価について市民、住宅関連事業者等、行政が共有できるように成果指標を以下のように定めます。

基本目標	成果指標	現況値	目標値	
民間と公共による 住宅セーフティネットづくり	サービス付き高齢者向け住宅の登録戸数 (高齢者を支援するサービスを提供する住宅として県知事に登録された戸数)	平成22年度末 0戸(累計)	平成32年度末 80戸(累計)	
	最低居住面積水準未達率 (全世帯に対する最低居住面積水準未達世帯の割合)	平成20年 3.3%	早期の解消を目指す	
	市営住宅のバリアフリー化率	平成22年度末 18.6%	平成32年度末 35%	
	次世代に住み継ぐことができる良質な住まいづくり	長期優良住宅認定戸数 (長期優良住宅認定制度を利用した戸数)	平成22年度 40戸(累計)	平成32年度 240戸(累計)
		木造住宅耐震アドバイザー派遣件数	平成22年度 10件(累計)	平成32年度 110件(累計)
耐震診断受診件数		平成22年度 25件(累計)	平成32年度 120件(累計)	
持家の耐震改修工事の実施状況 (持家のうち住宅の耐震改修工事を実施した割合)		平成20年 4.0%	平成30年 4.6%	
住宅の耐震化率		平成17年度 72.3%	平成32年度 95%	
高齢者等のための設備の状況 (高齢者等のための設備がある住宅の割合)		平成20年 51.4%	平成30年 65%	
共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率		平成20年 4.4%	平成30年 8.4%	
日向市における全体的な子育てのしやすさの満足度		平成20年度 75.6%	平成32年度 向上	
住宅に対する満足度 (住宅に対して「満足」「まあ満足」と感じている市民の割合)	平成21年度 63.3%	平成32年度 向上		



基本目標	成果指標	現況値	目標値	
次世代に住み継ぐことができる良質な住まいづくり	省エネ設備の状況 (全部又は一部の窓に二重サッシ又は複層ガラスがある割合)	平成20年 8.4%	平成30年 14%	
	持家の増改築・改修工事等の実施割合 (持家のうち過去5年間に増改築や改修工事を行った住宅の割合)	平成20年 28.3%	平成30年 過去5年間に増改築や改修工事を行った住宅の割合30%	
	日向市空き家等情報バンクの登録件数	平成21年度 30件(累計)	平成25年度 50件(累計)	
	日向市空き家等情報バンクのアクセス件数	平成22年度 月間平均約310件	平成32年度 向上	
	住まいやまちづくりに関する出前講座等の開催件数	平成22年度 60件	平成32年度 60件(年度当)	
	安全・安心に暮らせる地域の魅力を活かした住環境づくり	住宅のまわりの環境に対する満足度 (住宅のまわりの環境に対して「満足」「まあ満足」と感じている市民の割合)	平成21年度 77.4%	平成32年度 向上
		自主防災組織の結成率	平成23年度 83.5%	平成26年度 100%
		景観計画の策定数	平成22年度 1箇所(累計)	平成32年度 5箇所(累計)
		住まいやまちづくりに関する出前講座等の開催件数 【再掲】	平成22年度 60件	平成32年度 60件(年度当)
		日向市新しい地域コミュニティ組織制度モデル事業の実施地区数	平成22年度 3地区	平成32年度 向上
区への加入率		平成22年度 71.7%	平成32年度 向上	

# 計画の推進に向けた役割分担と推進体制

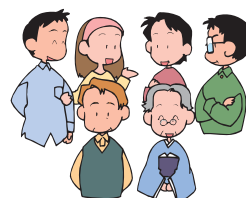
## ■各主体の役割

市内の住宅の9割以上は民間であることから、計画の推進には、住まい・まちづくりの主役である市民一人ひとりや住まいづくりに携わる民間事業者等との協働が必要です。

このため、本計画の基本目標や住宅施策の展開に対して、次に示す役割分担のもと、各主体が主体的に住まい・まちづくりに取り組んでいくものとします。

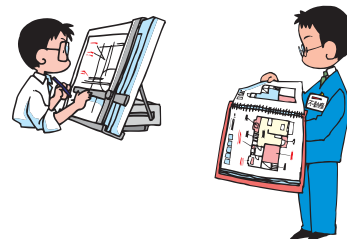
### 【市民に期待される役割】

- ・住まいは生活の基礎となる場であることから、快適な住生活が送れるように市民一人ひとりが住宅の手入れなどに努めることが必要です。
- ・住まいはまちなみや地域の環境を形成する重要な要素であることから、地域全体で維持向上を図っていくことが必要です。



### 【民間事業者等に期待される役割】

- ・住宅を所有し、または仲介、斡旋する民間事業者等は、住宅の供給、流通、管理等で重要な役割を担っており、地域における良質な住宅供給や魅力ある住環境の形成に積極的に協力することが望まれます。
- ・地域社会の変化のなかで、複雑多様化するニーズに対応し、健全な住宅市場の発展の担い手として、中核的な役割が期待されます。



### 【行政の役割】

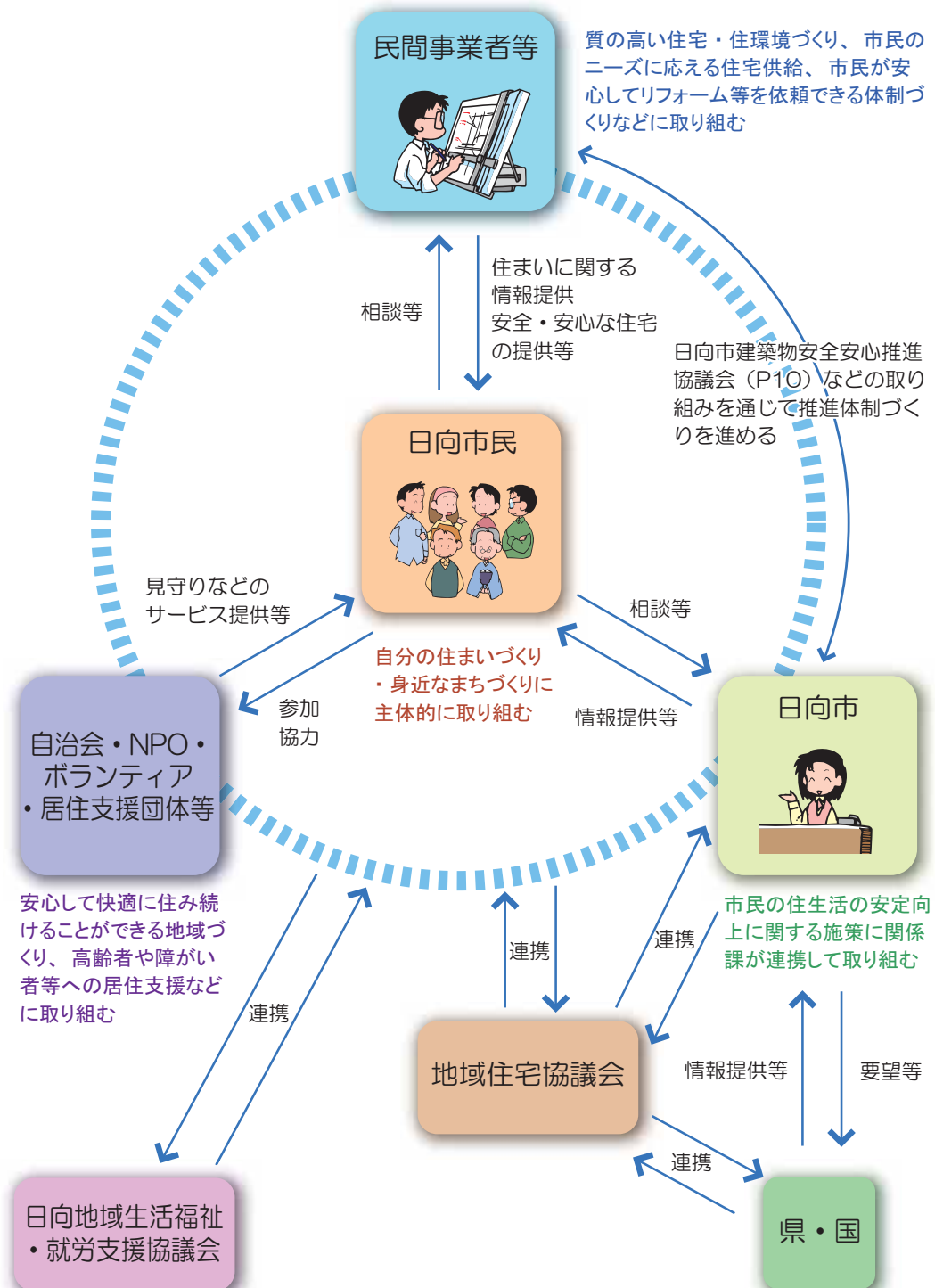
- ・市は、市民、民間事業者等と直接的な関係をもつ行政機関として、基礎的な市民生活を支える生活関連基盤の整備や保全のほか、情報の積極的な発信や意識啓発、協働の環境づくり等を進める役割を担います。また、広域的な情報や制度の活用など、計画を効率的、効果的に進めていくために国や県をはじめとする公共機関との連携を図ります。
- ・本計画の総合的かつ計画的な推進のため、庁内の関連する課と緊密な連携を図るとともに、施策や成果指標などの進捗管理を行います。



## ■推進体制

市民の住生活の安定向上の促進のため、住まいやまちづくりの主要な担い手である市民一人ひとりの取り組みを中心に、それを日向市の住宅・福祉などの関係課や民間事業者、自治会やNPO・ボランティア・居住支援団体などが様々な角度からサポートすることが必要です。そのため、市民・民間事業者等・行政などの関係者が相互に連携しながら、住生活の安定向上に関する施策に取り組みます。

### ■日向市住宅マスタープランの推進体制のイメージ





## 日向市住宅マスタープラン（概要版）

日向市建設部建築住宅課

日向市本町 10 番 5 号

電話：0982-52-2111（代表）